

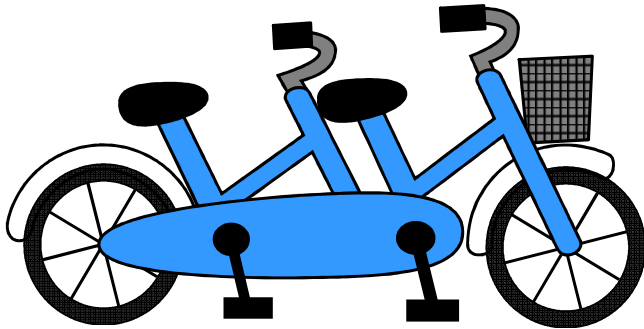
8月1日から

タンテム自転車 公道が走れます!!



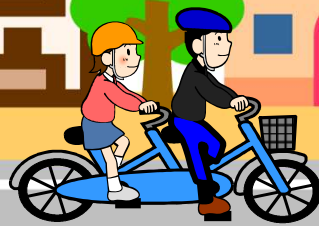
※ 群馬県道路交通法施行細則の一部改正(平成27年6月26日公布、8月1日施行)

タンテム自転車って?



二人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダルが縦列に設けられた自転車です。

何が変わったの?



今までは、一部のサイクリングロードや別荘地内などの道路でしか乗れませんでした。公道でも走れるようになります。

タンテム自転車の特徴は?

- ① 乗る人同士と一緒に走行を楽しむことができます。
- ② 一般的な自転車と交通ルールが異なります。
- ③ 一般的な自転車と比べて車長が長くなるので小回りが利かないなど運転感覚が大きく異なります。
- ④ 二人でこぐので速度が出やすいため注意が必要です。

走行する際の注意点は?

① 走る前に練習をしましょう



安全な場所で十分練習をしてから道路を走るようにしましょう。

② コミュニケーションを取ろう



発進・停止・曲がるときは、声を掛け合うようにしましょう。
バランスを崩し転倒するおそれがあります。

群馬県警察



交通規制上の注意事項

普通自転車と軽車両の違いは？

リアカー、人力車
馬・牛、馬車・牛車



軽車両



普通自転車

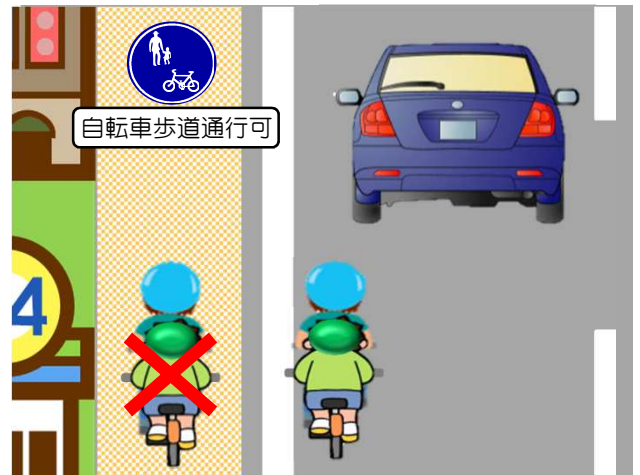
- ① 車体の大きさ
長さ 190cm以内、幅60cm以内であること
- ② 車体の構造
 - ・側車を付けていないこと
 - ・運転席以外の乗車装置を備えていないこと
 - ・制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること
 - ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

歩道は通行できません

歩道には右のように「自転車及び歩行者専用」の標識が設置されていることがありますが、ここでいう「自転車」は「普通自転車」のことを意味します。

普通自転車ではないタンデム自転車は、このような標識があっても歩道を走ることはできません。

車道の左側を通行することになります。



「自転車を除く」の補助標識は適用されません



自転車を除く



自転車を除く



自転車を除く

進入禁止や一方通行等の規制標識に「自転車を除く」という補助標識があっても、タンデム自転車は除かれません。

※ ただし、サイクリングロードは、群馬県道路交通法施行細則で除外されているので通行することができます。

車両用の信号に従って進行することになります

歩行者用信号ではなく、**車両用信号**に従って進行することになります。

